

安堵町総合計画審議会設置要綱

(設置)

第1条 町長の諮問に応じて、第4次安堵町総合計画（以下「総合計画」という。）について審議するため、安堵町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者につき、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員は、諮問した事項に係る調査審議が終了するまでとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は公開を原則とし、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総合政策課が所掌する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。